

第 6 章 みんなでつくる協働のまち

6-1 男女共同参画



目的と方針

男女共同参画社会の形成に向け、意識改革をはじめ、幅広い分野における男女の参画や女性の活躍を促す環境整備を進めます。

現状と課題

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の活動に参画することができる男女共同参画社会の形成が求められています。

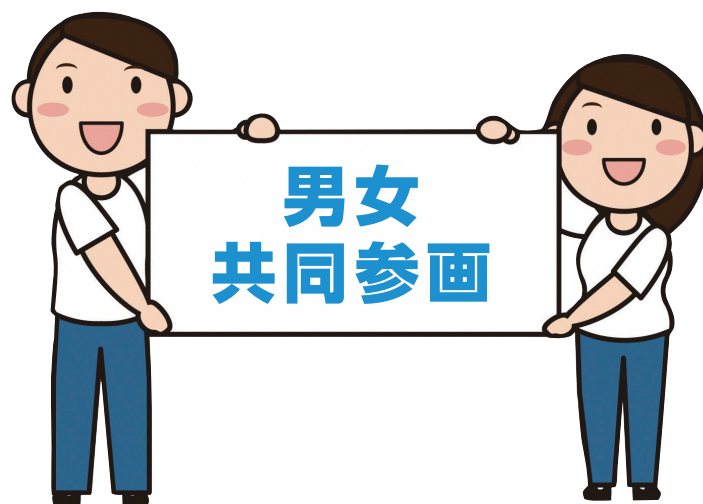
国では、令和2年度に、「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会の形成に向けた取組を進めています。

本市ではこれまで、平成30年度に策定した「第2次伊達市男女共同参画プラン」に基づき、意識改革をはじめ、男女共同参画社会の形成に向けた様々な施策を推進してきました。

しかし、家庭や地域、職場では、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているほか、男女がともに社会参画することができる環境・条件整備も十分とはいえない状況にあります。

このような中、本市では令和4年度に、これまでの取組の成果や課題等を踏まえ、「第3次伊達市男女共同参画プラン」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、意識改革をはじめ、幅広い分野への男女の参画や女性の活躍を促す具体的な取組を計画的に進めていく必要があります。



主な取組

6-1-1 男女共同参画社会への意識改革の推進

様々な情報媒体や学校教育、生涯学習などを通じ、ジェンダー※43平等や多様な性を認め合う意識の醸成等に向けた広報・啓発活動、教育を推進します。

6-1-2 意思決定過程における男女共同参画の促進

- ① 市の審議会や委員会への女性の登用拡大、市における女性職員の積極的登用、民間企業・団体等における女性の登用の要請など、政策や方針を決定する過程への男女の共同参画を促進する取組を進めます。
- ② 女性の人材育成のため、事業所や団体に対して学習機会の提供や各種情報提供などを行います。

6-1-3 仕事と生活の調和に向けた環境づくり

ワーク・ライフ・バランスの実現を支援するため、多様な働き方や男性の育児休業取得に関する企業等への啓発、家事・育児・介護などへの男性の参画促進に向けた市民への啓発などを進めます。

6-1-4 暴力の根絶に向けた取組の推進

DV※44をはじめとする男女間の暴力の根絶に向け、関係機関と連携し、広報・啓発活動の推進や相談・支援体制の充実に努めます。

数値目標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
「家庭の中」が男女平等になっていると感じる人の割合	%	43.2	60.0
市における審議会等の女性委員の割合	%	19.9	30.0

注) 「家庭の中」が男女平等になっていると感じる人の割合の令和3年度の実績値は、令和3年8月に実施した伊達市男女共同参画に関する市民アンケート調査で、男女が家庭の中で「平等になっている」と回答した人の割合。

関連する主な計画

■第3次伊達市男女共同参画プラン（令和5年度～令和9年度）

※43 社会的性別。社会によってつくり上げられた「男性像」・「女性像」などの男女の別。

※44 Domestic Violenceの略。配偶者・パートナーからの暴力。

6-2 コミュニティ



目的と方針

人と人とが支え合う地域づくり、地域の課題を自ら解決することができる地域づくりに向け、コミュニティ活動の活性化を促す環境整備を進めます。

現状と課題

社会環境の変化に伴い、全国的にコミュニティの機能低下が懸念されています。

少子高齢化が進み、また大規模な自然災害が相次いで発生する中、地域でお互いに支え合い、助け合いながら生きていくことの重要性が再認識されてきており、コミュニティ機能の維持・強化が大きな課題となっています。

現在、本市には、約400の町内会等（行政区）があるほか、小学校区や大字を基本単位とした地域に28の地域自治組織が、地域の課題を地域の共助によって解決するための組織として、平成26年度から設立が進められてきました。

地域自治組織は、地域住民や、町内会や消防団、女性団体、交通安全協会、PTA、自主防災組織、スポーツ協会、育成会、老人クラブ、NPO法人、ボランティア団体など、地域で活動している団体によって構成され、地域住民の交通安全や防犯、防災、福祉、健康づくり、生涯学習、環境保全、子育てなど、幅広い活動が展開されています。

しかし、高齢化や人口減少の急速な進行等を背景に、地域自治組織の役員の担い手やコミュニティ活動への参加者の減少、活動の停滞といった状況もみられ、将来的なコミュニティ機能の弱体化が懸念されます。

今後、本市が活力あるまちづくりを進めていくためには、地域を活性化させることが基本となることから、地域の実情に見合った地域づくり計画の策定支援や地域づくり担当による支援など、コミュニティ活動の活性化に向けた取組を積極的に推進していく必要があります。



主な取組

6-2-1 自治意識の高揚

市民の「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識の高揚、コミュニティ活動への参加促進に向け、様々な情報媒体を活用し、住民自治の重要性やコミュニティ活動の状況等に関する広報・啓発活動、情報提供を推進します。

6-2-2 コミュニティ施設の整備支援

- ① 地域住民が活動しやすい環境づくりに向け、活動拠点である交流館等の整備充実・機能強化を支援します。
- ② 活動拠点である交流館等の地域住民による自主管理・運営体制の充実を促進します。

6-2-3 コミュニティ活動の活性化支援

- ① コミュニティ活動の維持・活性化に向け、町内会等（行政区）及び地域自治組織の活動支援を行います。
- ② 地域の実情に見合った持続可能なコミュニティの形成を促進するため、地域自治組織による「地域づくり計画」の策定を支援します。
- ③ 各総合支所に地域づくり担当を配置し、コミュニティ活動への協力や支援を行います。

数値目標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
交流館の利用者数	人	149,232	300,000
地域活動に参加したいと思う人の割合	%	39.9	50.0

注)「地域活動に参加したいと思う人の割合」の令和3年度の実績値は、令和3年9月に実施した市民アンケート調査で、「参加したい」、「どちらかといえば参加したい」と回答した人の合計。

6-3 市民参画・協働



目的と方針

市民や市民活動団体、民間企業等の多様な主体と行政とが知恵と力を合わせた協働のまちづくりを進めるため、情報共有・情報発信を行いながら、多様な分野における連携・協働体制の構築を進めます。

現状と課題

社会環境の変化に伴ってますます増大・多様化する行政ニーズに的確に対応しつつ、魅力と活力あふれるまちをつくり上げ、持続させていくためには、市民や市民活動団体、民間企業等の多様な主体と行政とが、対等な立場でお互いの特性を活かしながら役割を担い合い、協働してまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。

本市では、平成21年度に策定した「伊達市協働のまちづくり指針」等に基づき、また、平成23年度に開設した「伊達市市民活動支援センター」を活用し、協働のまちづくりに取り組んでいます。

また、市民等と行政とが情報を共有できるよう、広報紙、ホームページ、SNS等による広報活動や、市長への手紙、行政推進員との意見交換会、市民懇談会等による広聴活動を行っているほか、市の魅力を市内外に発信するため、写真や動画による魅力発信、「伊達市シティプロモーション※45指針」に基づくプロモーション活動などを行っています。

さらに、審議会等の開催やアンケート調査、ワークショップ、パブリック・コメント※46の実施等を通じ、市の計画づくりへの市民参画・協働に努めています。

また、大学や民間企業等と連携協定を結び、地域の活性化につながる様々な取組を協働で展開しています。

今後は、これらの取組をさらに充実・発展させ、市民等と行政との情報共有や多様な分野における連携・協働体制の構築を一層進め、市民や市民活動団体、民間企業等の多様な主体と行政とが知恵と力を合わせた協働のまちづくりを進めていく必要があります。



※45 市民協働で本市の魅力などを伝え、発信することで、市内外に本市の認知度の向上や、魅力の共感を獲得すること。

※46 ホームページ等を活用した住民意見の聴取。

主な取組

6-3-1 市民活動支援センターの機能強化

- ① 市民活動の一層の活発化や協働のまちづくりのさらなる展開に向け、その起点となる「伊達市市民活動支援センター」の機能強化を図ります。
- ② センターを中心に、既存の市民活動団体等の活動支援、新たな市民活動団体やNPO法人等の設立支援を行います。

6-3-2 情報共有・情報発信の推進

- ① 市の様々な情報を迅速・的確に提供するため、広報紙やホームページ、SNS等による広報活動の充実を図ります。
- ② 市民の意見や要望をまちづくりに反映させるため、市長への手紙や行政推進員との意見交換会、市民懇談会等による広聴活動の充実を図ります。
- ③ 市の魅力を市内外に発信するため、「伊達な宣伝部長」の活用や写真・動画による魅力発信、「伊達市シティプロモーション指針」に基づくプロモーション活動等を積極的に推進します。
- ④ 市民参画による開かれた市政を推進するため、適正かつ円滑な行政情報の公開に努めます。

6-3-3 多様な分野における参画・協働の促進

- ① 市の計画づくりにあたって、審議会委員の一般公募やアンケート調査、ワークショップ、パブリック・コメント等を実施し、市の政策形成への市民参画・協働を促進します。
- ② 公共施設の管理や公共サービスの提供への市民活動団体や民間企業等の参画・協働を促進します。
- ③ 大学や民間企業等との既存の連携事業の継続・充実、大型商業施設の立地等を踏まえた新たな連携事業の創出に努めます。

数値目標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
市の応援者数 (伊達なふるさと大使、伊達な宣伝部長、だてフォト部)	人	21	80
SNSのフォロワー数 (Twitter、Facebook、Instagram、YouTube、LINE)	人	6,000	10,000

関連する主な計画

- 伊達市協働のまちづくり指針（平成21年度策定）
- 伊達市シティプロモーション指針（令和3年度～令和6年度）

6-4 自治体経営



目的と方針

限られた経営資源※47を有効に活用し、自立した地方自治体をつくり上げ、持続的に経営していくため、さらなる行財政改革を積極的に推進するとともに、市民サービスの向上のため、広域行政を推進します。

現状と課題

人口減少の進行や産業・経済の低迷に伴う歳入の減少をはじめ、地方行財政を取り巻く情勢が厳しさを増す中、これからの地方自治体には、限られた経営資源を有効に活用し、自らの地域の未来を自らで決め、具体的な施策を自ら実行することができる行財政能力が強く求められます。

本市ではこれまで、3次にわたる「伊達市行財政改革大綱・指針」を策定して行財政改革に取り組み、着実に成果を上げてきました。

しかし、今後、人口減少や少子高齢化の一層の進行や安全・安心への意識の高まりをはじめとする社会環境の変化に伴い、行政ニーズはますます増大・多様化していくことが見込まれる一方で、歳入の大幅な増加は見込めず、さらに厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

このような中、これまでの行政サービスを維持しながら、将来にわたって自立・持続可能なまちづくりを進めていくためには、行財政運営のあり方を常に点検・評価し、一層の効率化を進めていく必要があります。

このため、今後は、これまでの成果と課題を踏まえて令和4年度に策定した「伊達市行財政改革指針（第4次）」に基づき、さらなる行財政改革を積極的に進めていくことが必要です。

また、財源の確保や財政負担の軽減を図るため、ふるさと納税の有効活用や公共施設等の総合的な管理を進めて行く必要があります。

さらに、効率的な財政運営の推進や市民サービスの向上のため、近隣自治体と連携した広域行政を推進していくことも必要です。

主な取組

6-4-1 人材育成・組織改革等の推進

本市の未来を担う職員の意識改革・人材育成、デジタル社会やこれからの行政ニーズに対応できる組織・機構の確立、事務事業の見直し、民間委託の推進など、さらなる改革を積極的に推進します。

6-4-2 持続可能な財政運営の推進

- ① 市税等の適正な賦課の実施、収納率の維持・向上に向けた納税環境の整備を図ります。
- ② 受益者負担の適正化の視点に立ち、各種使用料・手数料等の定期的な見直しを行います。

※47 人、物、財源。

③ 財政状況の分析・公表を行いながら、費用対効果や優先度、重要度等を総合的に勘案して施策・事業の選択と集中を行い、効果的・効率的な財政運営を推進します。

6-4-3 ふるさと納税の有効活用

ふるさと納税・企業版ふるさと納税について、寄附者の増加に向けた取組を進め、まちづくりの財源としての有効活用、関係人口の増加を図ります。

6-4-4 公共施設等の総合的な管理の推進

「伊達市公共施設等総合管理計画」、「伊達市公共施設個別施設計画」に基づき、公共施設等の廃止や更新、集約化・複合化等を進めます。

6-4-5 広域行政の推進

地域経済の活性化や住民が安心して快適に暮らすことができる圏域づくりを進めるため、「ふくしま田園中枢都市圏※48」において、各種連携事業を推進します。

数値目標

指 標 名	単 位	令和 3 年度 (実績値)	令和 9 年度 (目標値)
将来負担比率	%	55.5	49.1
市税4税の収納率	%	98.5	98.8
ふるさと納税寄附額	千円	357,823	500,000
公共建築物の総延床面積	m ²	325,981	305,609

関連する主な計画

- 伊達市行財政改革指針（第4次）（令和5年度～令和9年度）
- 伊達市財政計画（令和4年度～令和9年度）
- 伊達市公共施設等総合管理計画（平成27年度～令和6年度）
- 伊達市公共施設個別施設計画（令和4年度～令和16年度）
- ふくしま田園中枢都市圏ビジョン（令和4年度～令和8年度）

※48 中心市である福島市と圏域8市町村（二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村）で構成する新たな自治体間の連携の仕組み。それぞれの市町村が持つ強みや特長を有効活用することにより、圏域全体の活性化を図っていく。